

民法改正に伴う預金規定等の改正のお知らせ

当行は、2020年4月1日の民法改正に伴い、以下の預金規定等を改正いたします。

1. 対象となる主な預金規定等

対象となる預金規定等の名称	改正および追加条項		
	規定変更に関する条項の追加	成年後見人に関する条項の改正	満期日前解約に関する条項の改正
普通預金取引規定	○	○	
決済用預金取引規定	○	○	
総合口座取引規定	○	○	
貯蓄預金取引規定	○	○	
納税準備預金規定	○	○	
通知預金規定	○	○	
当座勘定規定（一般用）	○	○	
当座勘定規定（専用約束手形口用）	○	○	
外貨普通預金規定	○	○	
外貨定期預金規定	○	○	○
各種 定期預金規定 2 4 規定	○	○	○
各種 財形預金規定 3 規定	○	○	○
各種 カード取引規定 4 規定	○		
定期積金（スーパー積金）規定	○	○	
よさこい積立定期預金規定	○	○	○
譲渡性預金規定	○	○	
こうぎん振込規定	○		
各種 貸金庫規定 2 規定	○	○	
こうぎんでんさい規定	○	○	
こうぎん個人インターネットバンキング・モバイルバンキング利用規定	○	○	
こうぎん法人インターネットバンキング利用規定	○	○	
夜間金庫規定	○		
よさこいおきゃく支店取引規定	○	○	
よさこいおきゃく支店定期預金規定	○		○
よさこいおきゃく支店普通預金取引規定	○		
よさこいおきゃく支店 インターネットバンキング・モバイルバンキング利用規定	○	○	
投資信託・国債取引に関する約款・規定集	○	○	

2. 適用開始日

2020年4月1日

3. 主な改正内容

(1) 規定変更に関する条項の追加

各規定を変更する場合の取り扱いに関する条項を追加しました。

【規定の変更等】条項を新設

以下の条項を新設します。

(規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) 成年後見人に関する条項の改正

成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱について改正しました。

【成年後見人等の届出】条項を改正

以下の下線部分を追加しました。

(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けください。
- (2) (省略 変更なし)
- (3) (省略 変更なし)
- (4) (省略 変更なし)
- (5) (省略 変更なし)

(3) 満期日前解約に関する条項の改正

定期預金の満期日前解約の取扱について改正しました。

【預金の解約】条項を改正

以下の条項を追加しました。

(預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

以上